

特別職報酬等審議会設置にかかる経緯等

特別職の報酬等について（抄）

（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

（別紙）

〇〇県（都道府）特別職報酬等審議会条例準則（省略）

（裏面あり）

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（抄）

（平成 12 年 5 月 31 日自治行第 32 号 自治省行政局行政課長通知）

平成 12 年 5 月 31 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）の施行については、平成 12 年 5 月 31 日付け自治行第 31 号により自治事務次官から通知されたところですが、下記の施行又は運用上の留意事項について遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

1（略）

2 条例による政務調査費の交付に関する事項

（1）今回の政務調査費の法制化では、政務調査費を交付するか否かは各団体の判断に委ねられたところであるか、その制度化にあたっては、各団体における議員の調査研究活動の実態や議会運営の方法等を勘案の上、政務調査費の交付の必要性やその交付対象について十分検討されたいこと。

（2）政務調査費については、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。

（3）政務調査費の額を条例で定めるにあたっては、例えば、昭和 39 年 5 月 28 日付け自治給第 208 号自治事務次官通知（特別職の報酬等について）にいう特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること。

（4）従来、都道府県等において政務調査費と同様の趣旨で支給されていた「県政調査費」等のいわゆる会派交付金については、平成 13 年 4 月 1 日の施行日以降、条例の根拠が必要となること。

3（略）

※ 地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）により、政務調査費は名称を政務活動費に改めました。